

雇児育発第 0831001 号
社援基発第 0831001 号
平成 18 年 8 月 31 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課 長



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
における各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福
祉サービス内容評価基準ガイドライン」について

福祉サービス第三者評価事業については、平成 16 年 5 月 7 日付け雇児発第 0507001 号、社援発第 0507001 号、老発第 0507001 号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を発出し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針を示すとともに、平成 16 年 8 月 24 日付け雇児総発第 0824001 号、社援基発第 0824001 号、障企発第 0824001 号、老計発第 0824001 号「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」を発出し、各評価項目の判断基準に関するガイドライン等を示したところである。

社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が設置した評価基準等委員会においては、平成 16 年度より、施設種別ごとの福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの在り方の検討が行われてきたところであるが、今般、本検討結果を踏まえ、児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」（別紙 1）を策定したので、貴管内関係者に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配意願いたい。なお、これらは、先にお示しした福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等の評価項目等についてその基本を維持しつつ、児童館の特性を踏まえて所要の修正を加えたものである。

さらに、あわせて、児童館におけるサービスの内容を具体的に評価する際の評価基準として「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」（別紙 2）を策定したので、評価基準の策定等について、十分にご活用願いたい。

なお、評価機関が評価結果を受審者に伝える際は、児童館におけるサービスの質の向上に資する観点から、各評価項目の評価理由を付して結果を通知することが望ましいのでご留意願いたい。

おって、本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。